（別紙）

指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第１条　本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

一 海上保安庁所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和62年３月31日付け保装管第148号。以下「措置要領」という。)の規定による指名停止(期間及び措置対象区域の変更を含む。以下単に「指名停止」という。)

二 措置要領の規定による警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。) 

(期間の計算)

第２条　期間の計算については、民法(明治29年法律第89号)の期間に関する

　　　　規定に従う。

　　２　期間の末日が、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)

第1条第1項各号に掲げる日(第5条第1項及び第1 1条第1項において「休日」という。)に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(指名指定の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第３条　第3条部局長(措置要領第1条第1項の部局長をいう。以下同じ。)は、

措置要領第6条第1項の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

　　２　部局長は、指名停止又は警告等行う場合には、当該指名停止又は警告

等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第４条　申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

　一 申立者の商号又は名称並びに住所

　二 申立てに係る措置

　三 申立ての趣旨及び理由

　四 申立ての年月日

２　苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

　　　一 指名停止当該指名停止の期間内

　　　二 警告等当該警告等の日の翌日から起算して２週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第５条　部局長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌

　　　　日から起算して５日以内（休日を除く。)に書面により回答するものとする。

　　２　前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当

　　　　の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものと

する。

(苦情申立ての却下)

第６条　部局長は、第4条第3項の申立期間の従過その他客観的かつ明白に申

立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下

することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第７条　部局長は、第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却　　下をする場合には、第5条第1項又は第6条の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第８条　部局長は、第5条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

 (再苦情申立て)

 第９条　第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下に不服が

ある者は、書面により、部局長に対して再苦情申立てをすることがで

きる。

 　　２　再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。 

一 指名停止当該指名停止の期間内(第5条第1項の規定による回答の翌

日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内)

　　　二 警告等第5条第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

(入札監視委員会に対する審議依頼)

第10条　部局長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに様式１により入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第11条　部局長は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議を

　　　　 踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内(休

　　　　 日を除く。）に書面により回答するものとする。

 　　２　前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い部

　 局長が講じようしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第12条　部局長は、第9条第2項の申立期間の従過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(苦情処理結果の公表)

第13条　部局長は、第11条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面

及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(準用規定)

第14条　第１条から前条までの規定は、部局の発注する測量及び建設コンサル

タント等業務について準用する。

附則

　この通知は、平成19年12月３日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。